

あなたのまちの 民生委員・児童委員です。

ひとりで悩まず相談してください
相談内容は守秘義務で守られます

●声をキャッチします

私たちの活動は、地域に住んでいる方々の福祉に関する問題や要望、期待をキャッチすることから始まります。

●気軽にご相談を

皆さんの悩みや心配ごとの相談を受け、親身になってその解決のお手伝いをします。

●サービスをお知らせします

私たちは一人でも多くの方が福祉制度を活用できるように、新しい福祉情報をお知らせします。

●専門機関を紹介します

皆さんからの相談には、その場で解決できない場合もあります。そのときは、専門機関を紹介して、解決に向けてのお手伝いをします。

●皆さんの要望とサービスを 結び付けます

地域の福祉に対する要望や期待も各々違っており、関係する機関と相談して、最も適したサービスを紹介します。

●うれしいのある生活を お手伝いします

私たちは、地域や関係する機関と手を取り合い、皆さんにうれしいのある生活ができるようにお手伝いします。

●皆さんの声を届けます

地域での生活を豊かにするため、皆さんの声を行政や関係先に届けます。

児童委員、主任児童委員の活動は

- 児童委員は、児童福祉法に基づいて委嘱された委員で、民生委員が児童委員を兼ねています。
- 主任児童委員は、主に児童福祉に関する事項を担当し、民生委員、児童委員と連携を持ちながら学校、児童相談所等とも連携し活動します。
- 子どもの健やかな成長を願い、広く児童関係者や地域の皆さんと共に活動します。

— 朝倉市民生委員児童委員協議会 —

事務局（朝倉市福祉事務所）：0946-28-7553

健康・保険



心身の疾病や障がいについて
の問題、介護・リハビリに関する
こと。

介護サービス



介護保険、介護サービスの利用
などに関すること。

家族関係



結婚・離婚・親子関係・近所
づきあいなどに関すること。

妊娠・子育て



妊娠時の不安や、
育児・子育てなどに関すること。

気軽に相談を



年金・福祉手当



各種公的年金の受給・手続や、
児童手当、介護手当などの福祉
手当に関すること。

学校生活



いじめ・不登校・非行などの問題
や児童の健全育成に関すること

住宅



高齢者・障がい者のための住宅
改修、資金貸付などに関すること。

生活困窮



生活困窮や借金、生活保護の申請
や受給などに関すること。